

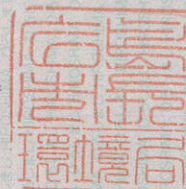
産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市佐伯区五日市町大字下河内字上原1363番地1

氏名 五光産業株式会社
代表取締役 石田 定
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成31年 3月28日

許可の有効期限 平成36年 3月27日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (破砕) 以下余白	<p>廃プラスチック類 紙くず 木くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。))。以下余白</p>

2. 事業の用に供する全ての施設別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
・			
・			
・			

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考